第2回 稲城市介護支援ボランティア制度 評価 委員会の議事概要

日時 平成 20 年 2 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分~ 3 時 16 分

会場 稲城市地域振興プラザ4階大議会室

議題

- (1) モデル事業の実施状況等について
- (2) アンケート調査結果について
- (3) 報告書のとりまとめについて
- (4) その他

出席介護支援ボランティア制度評価委員会委員

会 長 内藤 佳津雄

委員 井上 禮敬

委 員 大久保多美子

委 員 城所 洋子

委員 武井 滋

委員 齋藤 隆夫

委員 中溝 忞

委員 縄野 美香

委員 松本 清美

委員 山尾 良広

欠席委員

副会長 藤本 卓

委 員 藤沢 衣佐子

委員 吉田 國康

出席高齢福祉課職員

福祉部高齢福祉課長 石田 光広 高齢福祉課介護保険係長 榎本 伸也 高齢福祉課介護保険係主任 工藤絵里子 社会福祉協議会事務局 栗原 和恵 高齢福祉課介護保険係主任 友田 順子

傍聴者 2人

配付資料

- 1 稲城市介護支援ボランティア制度試行的(モデル)事業実施報告(案)
- 2 官庁速報(平成 20 年 2 月 26 日(火)第 15758 号)

石田高齢福祉課長 本日は、第2回稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会としてお集まりいただいた。配付資料の「稲城市介護支援ボランティア制度試行的(モデル)事業実施報告書(案)」は、先週末から昨日までかかって突貫工事で仕上げてお手元に配付させていただいた。本日ご議論をいただき、また数日間猶予を見てご意見をいただき、最終的なものに仕上げてまいりたいと思っている。

同じくお手元に配付した「官庁速報」は、昨日2月26日に出たもので、稲城市が提案した介護支援ボランティア制度が、東京都内の他の地域に普及しつつあると紹介されている。特色のある制度が始まったという、官庁速報としては異例の特集記事となっている。この官庁速報をけさ入手したので、早速、ご提示させていただいた。

介護支援ボランティア制度試行的(モデル)事業実施報告書(案)は、厚いものとなっているが、今までご提示してきたことを中心にとりまとめをし、論点をご提示してある。さらに昨年12月、本年1月にボランティアさんにアンケート調査を行った。主観的健康観が中心のアンケートになっている。現在、十分な分析ができていないが、グラフでご提示している。最終報告書では、数値に置き換えてお示ししたいと考えている。以上、まだ未成熟な報告書案ではあるが、積極的なご議論をいただきたい。

内藤会長 お手元の次第の3点について、一括議題として進めてまいります。事務局から、資料の説明を 願います。

榎本介護保険係長 稲城市介護支援ボランティア制度試行的(モデル)事業実施報告書(案)~社会参加活動の介護保険制度への活用等に関する調査研究~について。目次は、第8章から構成している。第1章に概要、第2章 稲城市介護支援ボランティア制度、第3章 稲城市介護支援ボランティア制度と介護保険地域支援事業、第4章 稲城市介護支援ボランティア実施状況、第5章 稲城市介護支援ボランティアの活動状況の紹介、第6章 管理機関(稲城市社会福祉協議会)の事業実施状況、第7章 稲城市介護支援ボランティア実施状況、第7章 稲城市介護支援ボランティア登録者健康に関するアンケート、参考資料、以上89ページの内容となっている。

まず第1章の概要、本試行的(モデル)事業の目的は、平成19年度から「介護支援ボランティア制度」の実施が可能となった。これは稲城市が「高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みの創設」を求める構造改革特区要望を国に行ったことを契機に、こうしたボランティア活動について、介護保険制度を活用して支援する仕組みが検討され、その結果、介護保険制度における地域支援事業を活用することで、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みを行う施策の普及・推進が図られることとなった。稲城市では、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて、地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の介護予防を進めることを目指している。稲城市が生き生きとした地域社会となるため、こうした社会参加活動を行いたいと思う高齢者のための制度創設を行う。

稲城市の介護支援ボランティア制度は社会福祉法人全国社会福祉協議会のモデル事業として位置づけされ、昨年9月から試行的実施をしており、平成20年4月からの本格実施に向けて検証することを記載している。報告書のとりまとめを本評価委員会で行っていただく。

検討内容は、第1回が平成19年11月26日、第2回目が平成20年2 月27日。メンバーは、介護保 険運営協議会の委員の皆様ということでお名前を列挙させていただいた。

4ページ、第2章の1 介護支援ボランティア制度の具体的内容は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価した上で評価ポイントを付与し、高齢者の申し出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。対象事業は市長が指定する。

基本方針は、1つは、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者みずからの介護予防を

推進するように配慮した運営がなされなければならない。2つに、実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。3つに、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。(1)地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。(2)社会参加活動に参加する元気な高齢者が増加すること。(3)要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心があること。(4)介護給付費等の抑制につながること。

5ページは、介護支援ボランティア活動の内容として、事業の欄に、 介護保険対象施設から その他まで、活動内容は、 レクリエーション等の指導、参加支援から その他施設職員とともに行う軽微かつ 補助的な活動、例としては、草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換などを記載している。

6ページ、管理機関は、介護支援ボランティアの登録、手帳交付、評価ポイント付与、管理、評価ポイント基金管理業務を行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会に業務を行っていただく。

受け入れ機関等、活動先は稲城市長が指定を行う。活動の指定要件は、 稲城市内における施設または場所であること。 介護保険事業に関する活動であること。 ホームヘルプサービスで行うべき代替でないこと。 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれることなどを説明している。

7ページ、ボランティア活動実績の把握は、介護支援ボランティア手帳にスタンプを押して把握、手帳は「健康に心配なし(梨)手帳」と称し、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」からも応援していただいているので、ロゴを記載している。この手帳 1 冊には、登録事項、制度解説、Q&A、ボランティアの心得、ボランティア保険、実施要綱、スタンプ押印欄、評価ポイント記録簿、登録申請書、評価ポイント活用申出書を網羅している。

評価ポイントは、活動実績 10 回から 19 回までで 1,000 ポイント、スタンプの数は 10 個から 19 個となる。20 回から 29 回までで 2,000 ポイント、30 回から 39 回までで 3,000 ポイント、40 回から 49 回までで 4,000 ポイント、50 回以上で 5,000 ポイントの上限となる。この評価ポイントは第三者へ譲渡することができないこと、管理機関は、評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、付与日から介護支援ボランティア制度の廃止日の後 2 年を経過するまで継続的に管理する。 8 ページ、評価ポイント転換交付金、転換交付金の交付を受けようとする者は、市長に申し出ること。ただし、介護保険料の未納・滞納がある場合は転換交付金は交付しない。

9ページ、市民への周知方法は、平成19年8月15日号の広報いなぎ特集号でお知らせしている。10ページ、これまでのスケジュールとして、平成19年4月に稲城市長と厚生労働省介護保険課長とで、ポイント制による実施を確認、5月、稲城市長が緊急記者会見で、(仮称)稲城市介護支援ボランティア制度実施を発表。以下記載のとおりで、7月に介護保険運営協議会で承認を得、稲城市議会福祉文教委員会へ説明、8月に市広報で発表、9月に登録を開始し、試行的(モデル)事業実施、11月には、第1回介護支援ボランティア制度評価委員会を開催、20年1月にアンケート調査、2月に本日の第2回介護支援ボランティア制度評価委員会、4月から本格実施となり、7月には、介護保険料決定通知を送付する。その時期にあわせて転換交付金の申請をしていただく。平成21年3月には、地域支援事業交付金精算が始まるといった形になる。

11 ページ、介護支援ボランティア制度の位置づけについては、介護予防の地域支援事業費を使うことができることとなったので、稲城市介護保険特別会計の地域支援事業費、この中の介護予防事業費、さらにこの中で介護予防一般高齢者施策事業として位置づけた。あわせて稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱を制定した。

12 ページ、論点整理。論点 1、意欲的な保険者の先進的取り組みを可能とするものであり、積極的に評価できるのではないか。考え方、介護保険の保険者として、地域支援事業を活用した独創的な介護予防

施策の提案であり、地域づくりの観点からも評価できると考える。

論点2、元気な高齢者が相互扶助のボランティア活動に参加することにより、高齢者の意識改革につながり、介護給付費の増加に歯止めをかける一助になると考えられ、有意義な制度ではないか。考え方、地域の高齢者が他の高齢者のために介護支援ボランティア活動を行うことにより、地域社会でお互いに助け合う共助の精神を浸透するねらいを持っており、高齢者の社会参加、地域貢献が結果的に介護保険財政に良い効果をもたらすと考える。

論点3、ボランティア活動に対する対価的な性格があり、ボランティア本来の意義が薄れるのではないか。考え方、保険料負担額の軽減額や方法等からみても、ボランティア活動への対価的性格を有するものではないと考える。また、保険料負担の軽減は、本人の申し出に基づくものであり、ボランティア自身の意思を尊重する制度であるから、ボランティア本来の意義が薄れることはないと判断した。

論点4、保険料は所得に応じて設定すべきであり、ボランティアで軽減される保険料をボランティアに参加しない者に負担させるのは適当ではないのではないか。考え方、本事業は、保険料が所得に応じて設定される仕組みを維持している。また保険料の控除や減免を行うものではない。本事業の保険料負担の軽減は、地域支援事業の介護予防事業(一般高齢者施策)の地域支援事業交付金で行うものであり、軽減される保険料相当分をボランティアに参加しない者だけに負担を求めるものではない。なお、介護支援ボランティアが100人であった場合、高齢者の保険料負担への影響額は、一月当たり0.8円程度と試算しており、極めて少ないものと判断している。

論点5、介護支援ボランティア活動として身体介護や生活援助を対象にすべきではないか。考え方、身体介護や生活援助は、ホームヘルパー、介護福祉士などの専門職により、個別の援助計画等に基づき、適切に提供されるべきと考えている。介護支援ボランティア活動は、高齢者がみずからの意思に基づき、無理なく参加できる社会参加活動でなければならないと考えており、稲城市では身体介護や生活援助などの介護は対象とすべきでないと考える。

論点6、介護支援ボランティアという呼称を使うのは適切ではないのではないか。考え方、厚生労働省 老健局介護保険課長、振興課長通知の中で、「市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボラ ンティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化した」と明記されている。現時点では、 介護支援ボランティアの呼称は市町村の地域支援事業として適切な呼称であると判断している。

論点7、介護予防の評価を行うことは困難ではないか。考え方、本事業は、介護保険地域支援事業介護 予防事業として実施するものであり、保険者として介護予防の評価を行うことが必要と考える。介護予防 事業の一般高齢者施策と位置づけられることから、主観的健康感等を測定することにより評価を試みるこ とができるものと判断している。

地域支援事業交付金の活用方法は、財源の構成を表示している。

14ページ、介護予防効果の目標値の設定、介護支援ボランティア活動への参加により、要介護認定率の5%減少を目標とする。介護支援ボランティア制度の設計では、高齢者人口約1万人につき1%の100人が活動を行うものと推計した。100人の活動者に、現在の要介護認定率13%を掛け、設定効果の5%を掛けると、要介護認定を行わなくてもよい人数0.65人が試算される。0.65人の認定を2週間なり遅らせることができると考える。

15 ページ、介護保険財政への効果シミュレーションは、試算シートであらわしている。入力データは、高齢者人口として1万人、要介護認定率は13%、一人当たりの介護給付費14万1,000円、一人当たり交付金が5,000円、介護予防の効果は5%、これに介護支援ボランティア参加者数が0%の場合、0.5%の場合、1.0%の場合、1.5%の場合、2.0%の場合ということで試算した。参加者が1.0%とすると、参加者数は100人、要介護者数は0.65人減となることから、1,299.350人となり、一人当たりの介護給付費は

14万1,000円、介護費用は21億9,850万200円、評価ポイント転換交付金は50万円、これの保険料影響額は0.8円値上げになるが、介護予防効果による給付費減額が109万9,800円あり、影響額がマイナス1.7円なので、保険料影響額と相殺して、マイナス0.9円、つまり0.9円の保険料軽減効果をもたらす試算になる。

16ページ、平成19年度予算は60万円、このうち50万円が全国社会福祉協議会から委託料として交付されている。支出内容は全国社会福祉協議会に報告していくことになる。内容は、介護支援ボランティア制度評価委員会委員報酬、事務用の消耗品、報告書の製本用の印刷費となっている。平成20年度予算は、管理機関である稲城市社会福祉協議会に委託する予算は146万円、このうち事務用消耗品、役務費として振込み手数料、郵送料、登録者の管理を行うパソコンリース代、転換交付金、これは1人5,000円を限度に200人を想定して100万円を計上している。

次に、厚生労働省通知と稲城市介護支援ボランティア制度の対照は、16、17、18 ページに記載のとおりとなっている。

19 ページ、登録者対象者数の状況は、平成 20 年 1 月 31 日現在で 231 人。65 歳で 5 歳きざみの表にあらわしており、男性が 44 人の 20%、女性 187 人の 80%、最高齢は 93 歳の女性。

次に、受け入れ機関数は13団体。20ページに13団体を記載している。

稲城市長から指定を受け、そこでの活動内容は、(1)から(6)までとなっている。

24 ページは、活動内容の写真を掲載している。ケアハウスでは昼食の盛り付けや配膳など、老人保健施設では、筋力向上トレーニング教室での見守り、号令など。特別養護老人ホームでは小物つくりや話し相手、裁縫ボランティア、洗濯物の整理、ふれあいセンター(平尾、押立、坂浜、矢野口、百村・東長沼・大丸、向陽台の6ヵ所)では、レクリエーション指導、NP 法人ではお誕生会の会食会の食事盛り付けの写真となっている。

49 ページは、参考資料として、市のホームページに掲載している項目を挙げている。 内藤会長 引き続いて説明願います。

工藤介護保険係主任 介護支援ボランティア受入機関へのアンケートは、11月と20年2月の2回実施した。活動頻度は、ほぼ毎日という団体はなく、週3日から4日が一番多く5団体、1日当たりの平均活動人数は、およそ2人が一番多く4団体、主な活動内容は多岐にわたっており記載のとおり。新たにボランティア活動を始めた65歳以上高齢者の団体は7団体となっている。次に、自由意見を記載している。

22 ページは、2月に行ったアンケートで、回答9団体、介護支援ボランティアを受け入れているかどうかについては、回答のあった9団体全部で受け入れている。次に、主な活動内容は、レクリエーション等の指導、参加支援が4団体、配膳・下膳が4団体、喫茶の運営補助は3団体、散歩・外出・館内移動補助が2団体、模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等行事の手伝いが4団体、話し相手4団体、施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動が3団体、その他園芸や趣味活動の3団体となっている。自由意見・感想欄は、すべて掲載している。

32 ページは、ボランティアさんに対してのアンケート調査結果を掲載している。調査目的は、活動状況と制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。調査対象は、登録者全員(20 年 1 月現在)の 223 人、調査方法は郵送による送付と返信用封筒による回収。調査時期は平成 20 年 1 月、回収結果は 180 通。全体の 80.7%となっている。

回答者の概要は、65歳から69歳が4割を占め、90歳以上も少数だが登録している。女性が8割を占め、 地域では平尾地域が多く4割弱となっている。この制度がきっかけにボランティアを始めたという人は、 5.6%の10人、ボランティア活動経験者は8割となっている。活動頻度は、月1回以上が8割、月4回以上 活動する人も3割以上を占めている。活動種類は、多岐にわたっている。活動場所は特別養護老人ホーム、 NP 法人、有料老人ホームでの活動となっている。

健康感の変化では、「張り合いができた」が過半数回答。制度については、「よい制度だと思う」が7割、「見直しが必要」が1割程度。制度についての自由記載欄では、肯定的な意見が41件、「励みになる」とか「ないよりあった方がいい」。否定的な意見は8件、「ボランティアにお金を出すのには抵抗がある」。制度改善については25件で、スタンプ、ボランティアの実績の把握に関するもの、交付金ではなく、自分の将来の介護サービス費に使いたいなど、全部で92人から自由記載欄の記入をしていただいた。

42 ページは、登録者健康に関するアンケートを 20 年 1 月に実施した。登録者 223 人に対し、郵便による送付・回収で、有効回収数は 180 人となっている。本調査は、「SF 36」という国際的に最も広く用いられている調査であり、身体機能、日常役割機能(身体)、体の痛み、健康感、活力、社会生活機能、日常役割機能(精神)、心の健康の 8 つの健康概念別から成り立っている。この「SF 36」は、国際標準値という国民の性、年齢、地域、都市規模等の分布と同じくなるようにサンプリング調査して得られた平均値があり、これを基準に健康状態を評価することができるとされ、NBS法(国民の標準値に基づいたスコアリング方法)により、日本の国民標準値を 50 点、標準偏差を 10 点とした数値化したグラフであらわしている。数値が高いほど健康状態が良いことになる。現在、別の数値であらわす作業を行っている。

栗原社会福祉協議会事務局 30 ページ、管理機関の事業実施状況、登録及び活動紹介として、社会福祉協議会では申請に来た者に制度の趣旨や活動について説明を行い、ボランティア経験がない者には、心得をわかりやすく説明している。その上で登録申請書に記入していただく。万一のけがや事故に備えて、ボランティア保険に加入することも勧めており、ほとんどの方が加入されている。

次に、翌年度4月以降、ボランティアが提出した手帳から、集めたスタンプの数に応じて評価ポイントを与え、7月以降、市役所介護保険係にて評価ポイント活用申出書を受け付ける。介護保険係で介護保険料の未納・滞納がないことを確認した上で、社会福祉協議会の方でボランティアさんの口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込むという形になる。

次に、ボランティア活動を行う上で留意する点として、どのようなボランティア活動を行うか決まってない方もいるので、住んでいる場所を確認して自宅から通うことができるところを紹介したり、心身両面に負担がかからないよう配慮している。場合によっては、ボランティア活動を行う場所を見学して、これならできると納得していただくということも行っている。

施設側では、このボランティアをやってくださいと指定され、活動する側のニーズと一致しないところもある。社会福祉協議会では、施設を回ってどういうことを求めているか、事前に把握するように努めている。

本制度を継続するために留意することは、ボランティアを仲間と一緒に行うケース、個人で行うケースとあり、個人だと疑問をためてしまったりする。孤立してしまわないように、当社会福祉協議会ボランティアセンターは、そういった問題に応える役割があり、とにかく相談してくださいということを周知してまいりたい。また、ボランティアセンターは、ボランティアの研修を行っており、この介護支援ボランティアについての研修も実施して、よりよい支援をしてまいりたい。

石田高齢福祉課長 この報告書は、全国社会福祉協議会を通じて国に上がる。それにあわせて3月中に市民の皆様に市ホームページでお知らせをしてまいりたい。今回は、日本の介護支援ボランティアの評価の第1号となる。忌憚のないご意見をいただければと思っている。

内藤会長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

井上委員 4月から本格実施となるが、予算の裏づけは十分なのか。

石田高齢福祉課長 おかげさまで、登録見込みを 1 %の 100 人としていたが、2 %程度の参加者となり、 交付金は倍の 100 万円になっている。元気になる高齢者がふえ、給付費の抑制効果がさらに高まるとい うことで、予定されている地域支援事業の枠の中で効果が発揮できるのではないかと考えている。現在の登録状況は、ほぼ登録が終わり、新しく登録される方は、65歳のお誕生日で登録されるケースが多く、 高齢者人口の2%の多少多くなる程度と考えている。

井上委員 人件費が入ってないが、ボランティアの増加に耐えられる予算か。

内藤会長 社会福祉協議会の立場から、中溝委員、どうですか。

中溝委員 ある程度ピークを過ぎて、登録者が殺到しているというわけではないので、耐えられる予算 という印象を持っている。

石田高齢福祉課長 人件費は、市から別途手当てをする。派遣費の形になっている。

武井委員 21 ページの受入機関へのアンケートによると、「活動頻度がその他(対象者がいない)」が 2 団体となっている。派遣された人がいないということか。

工藤介護保険係主任 NP 法人の受入機関で、若い方の登録者から高齢者の登録者まで受け入れているが、65歳以上のボランティアの方にやっていただいた実績がないということになっている。

武井委員 ボランティアと受け入れのマッチングはうまくいっているのか。

栗原社会福祉協議会事務局 今のNP 法人は、子供のボランティアが入っている。ボランティアを行ってもらうには、自宅から通える場所をお勧めしている。ボランティアを行う方は、このボランティアをやりたいという意思を持っており、それを仲間で行うというケースでは、介護保険施設での受け入れに偏ってしまうという状況にある。

武井委員第一優先は、自宅に近い場所をということか。

栗原社会福祉協議会事務局 継続して行っていただく意味から、近いところをお勧めしている。

武井委員がボランティアを行う場所を変えるには、手続きが必要なのか。

栗原社会福祉協議会事務局 手続きは特にない。ボランティア先の変更については把握できていない。 武井委員 ボランティア活動保険の給付対象は。

栗原社会福祉協議会事務局 活動する人自身と、相手方にも保険給付となる。ボランティアさんが自宅 を出たところから、ボランティアを終えて自宅に戻るまでが対象となる。

内藤会長 22 ページに、「施設での入所者の洗髪の一部介助への対象を拡大してほしい」とある。拡大するにはどうしたらよいのか。

石田高齢福祉課長 基本的には、社会参加のボランティア活動に関するものは認めるが、洗髪などの介護にかかるものについては認めないというルールでスタートしている。ボランティアさんがやるのは適切ではない。

内藤会長 国の見解として、子供を対象にしたボランティアは、交付金の対象にならないということか。 石田高齢福祉課長 国はそこまで明確に言っていない。地域支援事業

という性質から、高齢者介護あるいは給付費の削減につながるものでないと、都道府県が執行を認めないという実情がある。実行上は、子育てボランティア、障害者ボランティアは対象にならないという判断である。ただし国通知(86ページ)に、「高齢者の介護予防、 住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、 にぎわいのあふれる地域づくりなどを同時に実現すること」とあり、 の社会参加活動ということから、地域通貨、時間預託制度も対象としている。 は地域振興券の配付を視野に入れている。したがって、間接的に他の財源と合わせてこのスキームを実施することは可能であるという見解になっている。

武井委員 ポイントを転換交付金に変えるのではなく、ほかに使うことは考えているか。

石田高齢福祉課長 将来は、ご自身の介護サービスに使えるようにしたいと考えてはいるが、介護保険料を財源としているので、介護保険の枠の中で実施できるようにしたい。したがって、このポイントで

物が買えるとかは想定していない。交付金という性格からは、物は買えるが、対象となる事業として、 商店街振興になるとかという趣旨ではない。保険料の負担軽減のために使うという趣旨になっている。 齋藤委員 100 人予想したところが 231 人になった、このままではボランティアの増加は十分考えられる が、予算措置の関係はどうか。

石田高齢福祉課長 一般的な社会統計で見ると高齢者人口の1%がボランティアさんだといわれている。 稲城市に関しては、ピーアール効果と関心が高かった関係から2%を超える登録者になったと分析して いる。これから制度が成熟するにしたがって、安定的な状況に推移するのではないかと思っており、予 算的な心配はしていない。

中溝委員 34 ページに、介護支援ボランティア登録をしているだけで活動はしていないと回答した方は 14 人いる。今は病気で活動できないとか理由があるのか。

工藤介護保険係主任 備考欄に、登録したが転んでしまって今は歩けない状態だと書いてある方がいた。 井上委員 官庁速報に「介護保険法に基づく地域支援事業交付金」とあるが、内容は。

石田高齢福祉課長 介護保険制度の中には、給付費と言ってぐあいが 悪くなった高齢者に直接給付する費用と、事業費として介護予防教室をやったり、筋力トレーニングなど、対象者のスクリーニングと言って虚弱な高齢者を探し出す費用などさまざまな費用を持っている。それの原資となる国の補助金を地域支援事業交付金と言う。これは給付費の3%程度になるので、稲城市では年間22~23億円の給付費がかかるので、3%では6,000~7,000万円が交付金対象額となる。この交付金の中で、介護支援ボランティアや介護予防教室など自由度が高い交付金になっている。

内藤会長 介護予防に役に立たない事業には出せないという基本原則があるということですね。

城所委員 受入先の施設側では、ボランティアさんにもっと来ていただ きたいと言っているのか、それ とも十分な状態なのか。施設の近くにお住まいの方は、直接お伺いして、ボランティアの申し込みをする ことはできないのか、社会福祉協議会に行かないと申し込みはできないのか。

榎本介護保険係長 各施設にも登録用紙を置いて受付をお願いしてい る。

内藤会長 施設側として山尾委員、いかがでしょうか。

山尾委員 制度ができる前からボランティアさんには来ていただいていた。介護支援ボランティア制度ができてからは手帳をもらって継続して行っていただいている方と、この制度を知って新しく始めたいという方といる。施設側としても助かっており、ボランティアさんがふえることは望ましいと考える。

内藤会長もっと人数をふやして受け入れる余地はあるのか。

山尾委員 内容的なものはご相談いただかないといけないが、やっていただける余地はあるのではないかと思う。

内藤会長同じく縄野委員、どうですか。

縄野委員 制度ができる前から行っていたボランティアさんは、介護支 援ボランティア制度 によって手帳をもらって継続されている。制度ができてから新規に来られる方はいない状況にある。新規の 方にも来ていただきたいが、利用者と顔なじみになっていただいて、なるべく長く続けていただくことを施 設側としては望んでいる。

武井委員 受け入れ団体としては、想定内なのか。拡大要因はないか。

石田高齢福祉課長 想定したとおりの結果となっている。新しい施設ができてくればということになるが、 グループ分けをしてグループで指定を受けたいとなれば、最近、介護保険施設ではないが、宅老所的なと ころで手を挙げてきている。そういうミニコミ的なサークルのようなところが対象になると思う。

松本委員 65 歳になって健康でボランティアができるということは幸せなことだと思う。しかし、健康なうちはそのことになかなか気がつかない。ボランティアに参加することで、そのことに気づくきっかけにな

ればいいと思う。ボランティアの男女比では、女性が8割ということで、内容も女性向けが多いのかと思うが、花壇の手入れやハンディキャブなど男性にやっていただくものもあると思うが、どうか。

山尾委員 いなぎ苑では、3人の男性がいらっしゃる。1人はお花、植木の手入れで、もう一人は話し相手、もう一人は、夕方来ていただき、清掃などを行っていただいている。

内藤会長 男性向けのものという点では課題ではないかと思う。

井上委員 35 ページのアンケートの結果、「見直しが必要と思う」が 20 人、12.0%となっているが、この 理由は。

工藤介護保険係主任 なぜそう考えるかを書く欄はないが、自由記載のところで否定的な意見8件、どちらともいえないという意見10件を掲載している。

井上委員 先進地視察として、稲城市に行政視察に相当来ているということだが、どうか。

榎本介護保険係長 市議会議員、行政職員、民間企業、大学生等、40 件を超える視察がある。明日もNP 法人の視察、毎日放送の取材がある。

井上委員 視察資料はどのようなものを用意しているのか。

榎本介護保険係長 5ページの介護支援ボランティア制度概要、51、52、53ページに記載の図面等でご説明している。

井上委員 反応はどうか。

榎本介護保険係長 市議会議員の方については、早速、一般質問で質問するというようなことをおっしゃっていた。

井上委員 どういうところの反響が多いか。

榎本介護保険係長 関西方面からの視察が多い。

松本委員 テレビで放映されていたが、大学生が団地にお住まいの高齢者にボランティアをしてポイントをため、商店街とか外食などで使えるということだったが、それは地域支援事業とは違うということか。 石田高齢福祉課長 恐らく一般のボランティアだろうと思うので、介護保険の地域支援事業にはならない と思われる。財源、課題認識があれば、稲城市スタイルは、さまざまな活用ができるものと思っている。 内藤会長 「官庁速報」では幾つかのパターンがあって、地域振興に結びつけたものもある。稲城市のパターンは、ごくオーソドックスなもので、介護保険に特化している。ここ1年の様子を近隣市でも注意深く見ているものと考える。

意見として、本書に「課題」とか「まとめ」などの章が必要ではないか。例えば、受け入れ者や受け入れ先の拡大として、男性をふやすにはどうしたらいいか、新しい人が常に入ってくるようにするのはどうしたらいいか。64歳以下の人はどうなるのか。2号被保険者として介護保険料を払っている。40歳から64歳の人について、今のスキームからは少し外れるが、65歳になって急に介護支援ボランティアができるという状況、それもどうなのかと思う。ボランティアの対象となる事業に、子育てや障害者にまで拡大するのは、問題があるのかないのか。これは、稲城市だけが考えることはないと思うが、介護予防に関係するのは、参加することで介護予防になる。参加することで高齢者が利益を受けるので介護保険の費用で出していいとなっている。介護予防の主な要素は、対象者が参加することで介護予防効果が図られるということであれば、子育てだろうと障がい者だろうといいような気がする。これはちょっと先の課題だろうと思う。

もう1つは、受け入れ先を拡大していくと、安いという意見が出てくる。もう1つに、人手不足なので、 もうちょっとやってほしいとなると、本来の趣旨が失われてしまう可能性がある。人手不足を埋めるために、 賃金とすれば極めて安いので、そういう人を多く入れるのは原則に反することになる。受け入れ先が今後ふ えていく中で気をつけなければいけないと考える。

もう1つは、評価の問題で、要介護認定を受ける率が本当に低く抑えられるか、3~5年かけて調査をし

ていくことが必要と考える。

以上で、本日の議題に対する質疑を終わります。

次に、事務局から連絡事項はありますか。

石田高齢福祉課長 本日いただいたご意見を踏まえて最終的な校正をさせていただきたい。時間との勝負でなかなか完全なものにはならないかもしれないが、この事業は、4月から本格実施をする。先ほど会長が言われたように、継続的な評価を行っていくつもりで、課題によっては今後の整理を行っていく。委員の皆様からご意見がありましたら、3月3日(月曜日)までに事務局までお寄せいただきたい。4日、5日で調整をし、6日に報告書を完成、7日に全国社会福祉協議会へ持ち込むという非常にタイトなスケジュールで動いているので、ご協力をお願いしたい。

今後のスケジュールは、今回をもって介護支援ボランティア評価委員会を終了する。4月の新年度からは、 介護保険運営協議会ということで、第4期介護保険事業計画の策定に入っていく。日程については、改めて お知らせをする。

榎本介護保険係長 本委員の民生児童委員協議会から選出された齋藤委員から、民生児童委員協議会の会長に就任されたということから、2月29日をもって辞任し、交替したいという申し出がありました。辞任届けと選任届けが出されていますので、お知らせします。

齋藤委員 介護保険運営協議会に参加させていただき、大変勉強になりました。後任に、第2民協の工藤 シゲ子氏が委員となりますので、皆様、よろしくお願いいたします。

内藤会長 以上で、第2回介護支援ボランティア評価委員会を閉会します。

午後3時16分 閉会